

千葉市民の声を政策に一

No.2

■発行所
こおご保雄事務所
〒260-0017 千葉市中央区要町5-6
TEL043-221-1288/FAX043-221-5422
■発行責任者
鈴木与市

こおご保雄市議ニュース

花の都・ちは 市民・企業主体の展開へ移行

こおご保雄の決意

**徹底した行政改革による財政の建直しと
わかりやすい財務書類開示による財政の透明性確保**

税金の無駄遣いをなくし、安心・安全な街づくり、日本人の心を取り戻す人間教育と希望に満ちた子育て支援体制の実現、千葉駅西口再開発事業の早期実現、中心市街地の活性化と千葉港湾地区再開発の推進、住んでみたい、住み続けたい県都千葉市づくりを目指します。

「市民の声が生かせる市政へ」を掲げて、昨年春の市議選に千葉市中央区から立候補し、初当選を果たした向後保雄（こおご・やすお）議員は、昨年6月と12月市議会に続いて、今年3月市議会で早くも3度目の一般質問に登壇し、市民の声を市政へ届けました。この中で、登戸5丁目の街区公園の拡張整備で、隣接する旧国税局独身寮跡地の払い下げを国へ要望させるなど、地域のための活動を積極的に展開しています。こおご議員の市議会での主な質疑を1、2面で特集します。

3月千葉市議会一般質問特集



早くも3度目の一般質問に登壇する こおご保雄市議

旧国税局跡地払い下げ要望

登戸公園一 体的整備へ

要望 市内には、例えばダリア生産農家など世界に誇れる農作物生産農家も多数あります。大切な地場産業を、花の都ちばの

います。市内には、例えばダリア生産農家など世界に誇れる農作物生産農家も多数あります。大切な地場産業を、花の都ちばの

登戸公園一 体的整備へ

要望 住民の強い要望だった登戸5丁目の街区公園と独身寮跡地が一体的に拡張整備されることになつたことに対し、当局の適切な対応に感謝申し上げるとともに、今後も同地区的環境保護に対しご理解をお願いしたい。

こおご保雄プロフィール

●生年月日

- 昭和33年12月10日生まれ
- 家族 妻、子ども2人

●略歴

- 昭和52年3月 市立千葉高校卒業
- 昭和57年4月 横浜市立大学卒業平成元年12月まで都内の会計事務所
- 平成2年2月 税理士登録／向後税理士事務所開設

- 平成15年4月 千葉県税理士会千葉東支部長
- 平成19年6月 千葉市議会総務委員会副委員長

●現職

- 千葉県税理士会常務理事
- 千葉市消防団第1分団長

●趣味・特技

- 社交ダンス・テニス・ゴルフ・バンド演奏



子供たちに輝く夢と未来を！ 千葉市民のために汗を流します。

千葉市議会議員

こおご保雄

■こおご保雄事務所

〒260-0017 千葉市中央区要町5-6 TEL043-221-1288 / FAX043-221-5422

市民の声を 生かします

3月千葉市議会一般質問

こおご保雄市議

公会計制度改革は基準モデルで

市税徴収差押さえ件数3倍

中央区特集

財政局長 総務省方式改定モデルと基準モデルの違いについてですが、固定資産の範囲や評価方法等の差については、市民の方々に理解いただけるような分かりやすい資料を作成するとともに、その内容を説明してま

こおご 公会計制度の改革では、千葉市の方針は19年度決算は総務省方式の改定モデルで作成し、20年度決算は基準モデルに移行するとの仕方の違いも聞いています。資産評価と聞いています。資産評価の仕方に違います。資産評価と聞くと、市民に分かりやすく混乱のないよう説明すべきと考えますが、どうか。

要望 財務改革は、何よりも具体的でなければなりません。どの資産を整理し、どのコストを削減するか、

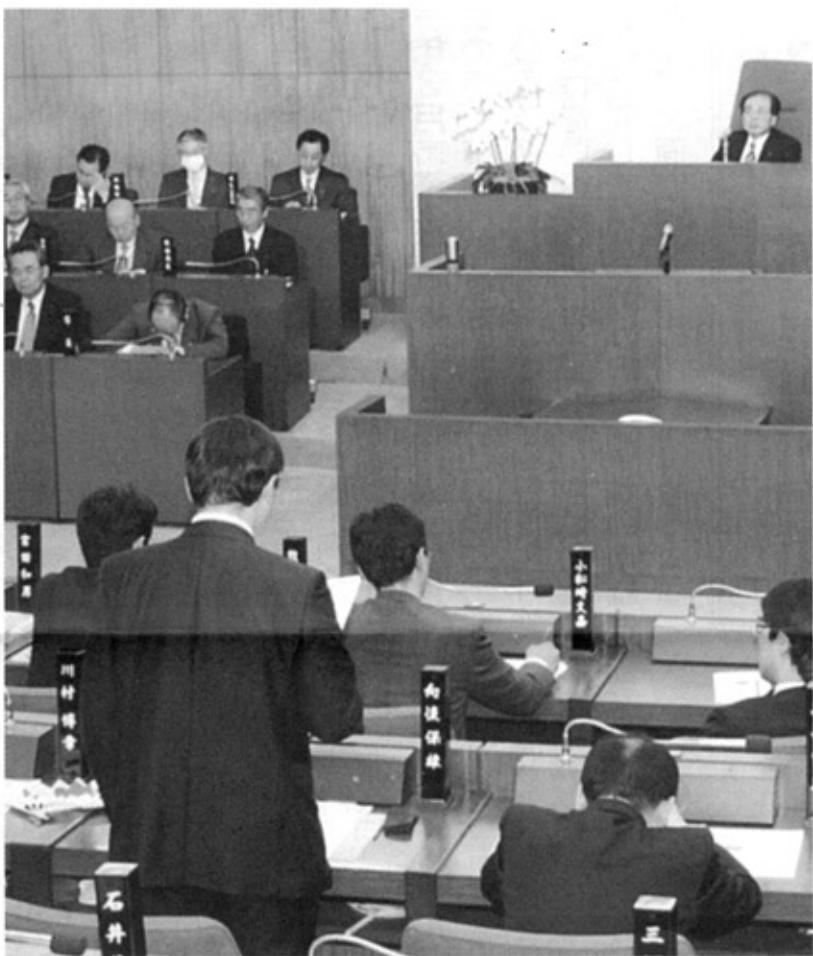
ということを具体的に規定するには基準モデルでなければできず、決算統計を組み替えるだけの改定モデルでは、公会計のための公会

計にしかならず、本来の目的を無視したその場しのぎの方式だと考えます。従つて、総務省方式改定モデルで処理した後に、基

準モデルに移行することは二度手間であり、税金のムダ遣いといえます。総務省の態度もあいまいで、どちらでもよいという点に問題があります。一刻も早く自治法を改正していただき、統一された公会計に基づいて、地方公共

団体が財務4表の作成をしない職員に対し、市内居住を義務付けることは、居住の自由に抵触することにもなり、強制はできないものになります。せひとも当初から、基準モデルで作成するようご検討いただくことを強く要望します。

また、市内に甚大な被害が発生した場合は、市内居住職員も被災者になることから、このリスク分散する必要があります。このことから、非常招集等に速やかに参集できること等を条件に、市外居住を承認しておき、昨年4月現在で職員九百四十二人のうち約四割の三百九十五人の職員が承認を得て市外に居住しています。



市議会自席で再質問するこおご保雄市議



消防の使命達成へ迅速な体制確立を

消防職員四割が市外居住

こおご 消防職員は、その任務の本質を十分認識し、市民生活の安全を確保する

その職責を自覚して、いついかなる状況においても、一朝有事に際しては直ちに集合し、早期活動体制を整えます。

消防局長 職員の居住地に応じてですが、職員は大規模災害時などではいち早く勤務場所に参集し、災害対応する必要から、市内居住を原則としています。しながら、家族の状況や住居問題などの理由により、

大規模災害時の対応ですが、災害が発生し、または災害の発生が予想され、緊急に消防力の増強が必要な場合、消防職員服務規程に基づき非番等の職員も自ら参集するほかに、事前計画に基づく非常招集により、活動人員を増員して災害に對応します。

また、昨年実施した自動車や公共交通機関を使わない非常招集訓練では、職員の参集状況は、一時間後には42%、二時間後には88%、三時間後には99%の職員が参集しています。今後も職員のさらなる意識の向上を図り、迅速な参集体制の確立に努めてまいります。

消防局長 職員の居住地に応じてですが、職員は大規模災害時などではいち早く勤務場所に参集し、災害対応する必要から、市内居住を原則としています。しながら、家族の状況や住居問題などの理由により、

要望 市内居住の原則の趣旨を理解してもらいたい、消防の使命達成のため、さらなる迅速な体制を確立してもらいたい。